

記入例①
市民税・県民税は全て
「申告不要」を選択する場合

(宛先) 新座市長

令和●年度 市民税・県民税申告書
(課税方式の選択に係る申告書)

令和●年 3月14日提出

フリガナ	ニイサ タロウ
氏名	新座 太郎

注意事項 提出する前に必ずお読みください。

- この市民税・県民税申告書（課税方式の選択に係る申告書）は、配当等の所得、株式等の譲渡所得がある場合に、市民税・県民税の課税方式の選択を行う方が提出するものです。
- 市民税・県民税の課税方式の選択の対象となる所得は、配当等又は株式等の譲渡等で、所得税15.315%と市民税・県民税5%が源泉徴収されているものに限り、市民税・県民税が源泉徴収されていないものは、課税方式の選択をすることができません。
- 特定口座内において、譲渡損失の金額を申告する場合には、その口座の利子所得及び配当所得のいずれの金額も併せて申告しなければなりません。
- 申告書への記載誤り又は必要書類の提出に不備があった場合、確定申告書の内容で市民税・県民税を計算することがあります。

提出期限 当該年度に係る市民税・県民税納税通知書が送達されるまで

※ 期限後に提出された場合、申告書のとおり適用されませんのでご注意ください。

提出書類

- この申告書
- 当該年度の市民税・県民税申告書
- 当該年度の確定申告書控えの写し（第1表から第5表まで（所得の内訳書を含む。）で申告に使用したものを全て提出してください。）
- 特定口座年間取引報告書又は配当等の支払通知書の写し（総合課税の配当所得を申告する場合、配当控除の算出のため提出してください。）

1 配当等の所得・株式等の譲渡所得の課税方式の選択について

① 配当等の所得・株式等の譲渡所得について、市民税・県民税は全て申告不要を選択します。
(配当等の所得・株式等の譲渡所得等について、全て所得税15.315%、市民税・県民税5%が源泉徴収されている方に限り、)

⇒ 以下の記載は不要です。

② 配当等の所得・株式等の譲渡所得について、市民税・県民税は次のとおり申告します。

⇒ 表面の2、裏面の3～4を記入してください。

2 市民税・県民税申告をする配当等の所得

※ 裏面4から転記してください。

所得金額	総合課税	配当	①
	申告分離課税	一般株式等の譲渡	②
		上場株式等の譲渡	③
		上場株式等の配当等	④
		翌年度以後に繰り越される損失の金額	⑧
	配当等	本年度分から差し引く繰越損失額	⑨

市民税・県民税5%が源泉徴収されていない配当等所得、株式等の譲渡所得を申告不要と選択しないよう注意してください。
例)
・ 一般株式等の配当等：市民税・県民税は総合課税の申告が必要です。
・ 簡易口座・一般口座の株式の譲渡：市民税・県民税は申告分離課税の申告が必要です。
・ 一般株式等の譲渡：市民税・県民税は申告分離課税の申告が必要です。

※ 本年度分から差し引く繰越損失額又は翌年度以後に繰り越される損失の金額がある場合は、別紙「分離課税の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用」を併せて提出してください。

記入例の
市民税・県民税の一部について

令和●年度 市民税・県民税申告書
(課税方式の選択に係る申告書)

(宛先) 新座市長

令和●年 3月14日提出

フリガナ	ニイサ タロウ
氏名	新座 太郎

注意事項 提出する前に必ずお読みください。

- この市民税・県民税申告書（課税方式の選択に係る申告書）は、配当等の所得、株式等の譲渡所得がある場合に、市民税・県民税の課税方式の選択を行う方が提出するものです。
- 市民税・県民税の課税方式の選択の対象となる所得は、配当等又は株式等の譲渡等で、所得税15.315%と市民税・県民税5%が源泉徴収されているものに限り、市民税・県民税が源泉徴収されていないものは、課税方式の選択をすることができません。
- 特定口座内において、譲渡損失の金額を申告する場合には、その口座の利子所得及び配当所得のいずれの金額も併せて申告しなければなりません。
- 申告書への記載誤り又は必要書類の提出に不備があった場合、確定申告書の内容で市民税・県民税を計算することがあります。

提出期限 当該年度に係る市民税・県民税納税通知書が送達されるまで

※ 期限後に提出された場合、申告書のとおり適用されませんのでご注意ください。

提出書類

- この申告書
- 当該年度の市民税・県民税申告書
- 当該年度の確定申告書控えの写し（第1表から第5表まで（所得の内訳書を含む。）で申告に使用したものを全て提出してください。）
- 特定口座年間取引報告書又は配当等の支払通知書の写し（総合課税の配当所得を申告する場合、配当控除の算出のため提出してください。）

1 配当等の所得・株式等の譲渡所得の課税方式の選択について

①	<input type="checkbox"/>	配当等の所得・株式等の譲渡所得について、 (配当等の所得・株式等の譲渡所得等について、全て 所得税と異なる選択をした結果、市民税・県民税で配当又は譲渡所得で申告額が発生する際は、先に裏面3~4を記入後、表面2へ転記してください。)
---	--------------------------	---

⇒ 以下の記載は不要です。

②	<input checked="" type="checkbox"/>	配当等の所得・株式等の譲渡所得について、市民税・県民税は次のとおり申告します。
---	-------------------------------------	---

⇒ 表面の2、裏面の3~4を記入してください。

2 市民税・県民税申告をする配当等の所得・株式等の譲渡所得

(単位：円)

※ 裏面4から転記してください。

所得金額	総合課税	配当	①	100,000	配当割額控除額	⑤	12,500	
	申告分離課税	一般株式等の譲渡	②		株式等譲渡割額控除額	⑥		
		上場株式等の譲渡	③	△50,000	株式等	本年度分から差し引く繰越損失額	⑦	
		上場株式等の配当等	④		翌年度以後に繰り越される損失の金額	⑧		
				配当等	本年度分から差し引く繰越損失額	⑨		

※ 本年度分から差し引く繰越損失額又は翌年度以後に繰り越される損失の金額がある場合は、別紙「分離課税の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用」を併せて提出してください。

記入例の
市民税・県民税の一部について

の申告内容 ※ 足りない場合は、別紙に記入してください。
別紙有り(特定口座)

証券等の区分 及び口座区分	所得の区分	所得税(確定申告)での申告内容		⇒	市民税・県民税での申告内容		
		課税方式	所得金額		課税方式	所得金額	配当割額控除額 株式等譲渡割額控除額
●●証券 ■源泉徴収口座 □簡易口座	株式等の譲渡	<input type="checkbox"/> 申告不要 ※3 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	(ウ)	(カ)
	申告しない	<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要		
	特定上場株式等の 配当等※2	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	(ア) (エ)	(オ)
	上記以外のもの	■申告分離課税	250,000	⇒	■申告分離課税	250,000 (エ)	12,500 (オ)
▲▲証券 ■源泉徴収口座 □簡易口座	株式等の譲渡	<input type="checkbox"/> 申告不要 ※3 ■申告分離課税	/ △400,000	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要 ■申告分離課税	/ △400,000 (ウ)	/ 0 (カ)
	申告しない	<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要		
	特定上場株式等の 配当等※2	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	(ア) (エ)	(オ)
	上記以外のもの	■申告分離課税	100,000	⇒	■申告分離課税	100,000 (エ)	0 (オ)

※1 特定口座の配当等について申告する場合、「特定上場株式等の配当等」と「上記以外のもの」の一方のみを申告不要とする選択はできません。

※2 申告する特定上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択してください(一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択は不可)。

※3 簡易口座の株式等の譲渡については、申告不要を選択することはできません。

(2) 特定口座以外で譲渡した株式等

※ 所得税、市民税・県民税ともに申告分離課税に限られるため、銘柄ごとの申告内容の記入は不要です。

「●●社 ほか●社」と記入し、合計の所得金額を記入してください。

株式等の区分	株式等の銘柄	所得税(確定申告)での申告内容		⇒	市民税・県民税での申告内容		
		課税方式	所得金額		課税方式	所得金額	株式等譲渡割額控除額
一般株式等	ほか 社	申告分離課税		⇒	申告分離課税	(イ)	/
上場株式等	ほか 社	申告分離課税		⇒	申告分離課税	(ウ)	/

(3) 特定口座以外の配当等 □ 別紙有り(特定口座以外)

※ 特定口座に受け入れなかった上場株式等の配当等や、上場株式等以外の配当等がある場合に記入してください。

※ 特定上場株式等の配当等を申告する場合、特定口座分で申告する課税方式にご注意ください。

※ その他の配当等は、所得税、市民税・県民税ともに総合課税に限られるため、支払者ごとの申告内容の記入は不要です。

「●●社 ほか●社」と記入し、合計の所得金額を記入してください。

配当等の区分	支払者の名称	所得税(確定申告)での申告内容		⇒	市民税・県民税での申告内容		
		課税方式	所得金額		課税方式	所得金額	配当割額控除額
特定上場株式等の 配当等	△△株式会社	<input type="checkbox"/> 申告不要 ■総合課税	/ 200,000	⇒	■申告不要 <input type="checkbox"/> 総合課税	/ (ア)	(オ)
		<input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告分離課税	(エ)	
		<input type="checkbox"/> 申告不要 <input type="checkbox"/> 総合課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要 <input type="checkbox"/> 総合課税	(ア)	(オ)
		<input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告分離課税	(エ)	
特定公社債の利子等		<input type="checkbox"/> 申告不要 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要 <input type="checkbox"/> 申告分離課税	(エ)	(オ)
		<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要		
		<input type="checkbox"/> 申告分離課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告分離課税	(エ)	(オ)
		<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要		
一般株式等の少額配当	■■株式会社	■申告不要 <input type="checkbox"/> 総合課税	/	⇒	総合課税	100,000 (ア)	/
		<input type="checkbox"/> 申告不要 <input type="checkbox"/> 総合課税	/	⇒	総合課税	(ア)	/
		<input type="checkbox"/> 申告不要	/	⇒	<input type="checkbox"/> 申告不要		
		<input type="checkbox"/> 総合課税	/	⇒	<input type="checkbox"/> 総合課税	(ア)	/
その他の配当等	ほか 社	総合課税		⇒	総合課税	(ア)	/

4 3 (1) から (3) までの市民税・県民税の申告額の合計 (別紙記入分も含めて計算してください。) (単位：円)

1) 上場株式等の譲渡損失(上場株式等の配当等との損益通算後)について翌年度以後に繰り越す場合、2) 上場株式等の譲渡又は上場株式等の配当等について本年度分から差し引く繰越損失がある場合は、別紙「分離課税の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用」を提出して

総合課税	申告分離課税				配当割額控除額	株式等譲渡割額控除額
	配当	一般株式等の譲渡	上場株式等の譲渡	上場株式等の配当等 ※ 譲渡損失がある場合は損益通算後の金額		
(ア)の合計	(イ)の合計	(ウ)の合計	(エ)の合計	(オ)の合計	(カ)の合計	
100,000		△50,000		12,500	0	
表面①へ	表面②へ	表面③へ	表面④へ	表面⑤へ	表面⑥へ	